

郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について

第4回アドバイザリーボード(令和5年10月4日)事務局資料を一部編集

- 日本郵便は、郵便法第8条に規定する「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」について、原則として第三者提供が認められていない。
- ただし、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（以下「郵便分野ガイドライン解説」という。）は、「郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例」として、以下の4つを掲げている。
 - (1) 空家等（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあるものに限る）の所有者の連絡先を提供する場合
 - (2) 大規模災害等の緊急時に被災者情報等を提供する場合
 - (3) 税の滞納者の転居先情報を提供する場合
 - (4) 弁護士会からの照会に対応する場合（弁護士会がDV・ストーカー・児童虐待に関連なしと認めた照会に限る）
- 新たに、郵便局データの公的機関への提供に関するニーズが寄せられている。

寄せられているニーズ	根拠法令	必要となる郵便局データ	提供先
捜査関係事項照会・裁判執行関係事項照会での活用【法務省】	刑事訴訟法 第197条第2項、第507条	転居届に係る情報	検察庁
空家法改正に伴う更なる空家等対策への活用（管理不全空家等、空家等活用促進区域内の空家等）【国土交通省】	空家等対策の推進に関する特別措置法 第10条第3項		地方自治体

- これらが、比較衡量の結果、郵便物に関して知り得た他人の秘密を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例（＝郵便分野ガイドライン解説に追記する事例）に該当するか、該当する場合は改訂案の検討が必要。

捜査関係事項照会での活用

(※) は、第4回会合後に書面等でいただいたご意見

- 弁護士会照会では、DV、ストーカー、児童虐待についての配慮が弁護士会に求められているので、同じように、捜査関係事項照会でもDV等に配慮する措置をとることが必要ではないか。
- 弁護士会照会においてDV等被害者に大きな不利益が生じないことを確保したのと同じように、捜査関係事項照会でも、捜査関係事項照会に回答したことによる大きな不利益が対象者に生じないという仕組みをつくり込めればいいが、難しいのではないか。
- 捜査関係事項照会について、実際に情報提供の照会をする際の事務フローを明らかにすると比較衡量の判断の役に立つのではないか。
- 弁護士会照会の議論はかなりの回数を費やしており、捜査関係事項照会も丁寧な議論が必要になる。

裁判執行関係事項照会での活用

- 裁判執行関係事項照会の場合、情報提供の目的は、刑事裁判の執行に限られており、確定判決を経た被告人が裁判の執行を受けることは、当該被告人に対する不当な不利益となるおそれはないため、対応可能ではないか (※)。

更なる空家等対策での活用

- 景観の悪化が地域社会の安全安心の悪化につながることは十分にありえるので、社会的な合意を得ることは可能のではないか。ただし、具体的に誰がこの情報提供に関わるのか、情報は適切に扱われるのか、データガバナンスについて掘り下げて議論したい (※)。
- 特定空家等で「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態にある」場合を追加する趣旨は理解。「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態」はやや抽象的。現状の対応可能類型が「周辺住人や通行人の生命、身体の保護するために必要」な場合であることからすると、この段階で拡大可能な範囲は「周辺住人や通行人の財産の保護のために必要」のあたりまでではないか。また、生命、身体と財産の間には保護法益としての明確な差異があることから、「財産の保護のために緊急の必要がある場合」のようなものとすべきではないか (※)。

【郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】

- 事例 1) 地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居届に係る情報を、以下の2点を明らかにした上で照会してきた場合であって、事業者が、当該所有者等の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。
- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
 - ② 当該自治体が他に知り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと
- 事例 2) 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合。
- 事例 3) 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合。
- 事例 4) 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合。

なお、これらの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。